

記入要領

- I. 調査票への記入は黒のペンまたはボールペンで記入してください。
- II. 本調査は、封筒に記載されている住所で許可を受けたたばこ小売店舗のみの調査です。「許可者名義（氏名又は商号）」が同一で、他に許可を受けたたばこ小売店舗を有していても、そちらは調査対象外です。
- III. 調査対象期間は直近の事業年度（1年間）です。
- （例1 法人の場合）
事業年度が4月～翌年3月の場合、令和5年4月～令和6年3月が調査対象期間です。
- （例2 個人の場合）
令和6年1月～12月が調査対象期間です。
- ※ご不明の場合は、把握できる直近の期間でご回答ください。

IV. 具体的な項目について

1. 「販売店コード」について

封筒に記載されている住所でたばこを仕入れる際に使用している、8桁の数字を記入してください。

（例1 ファックス発注書）

2024年12月 JT製品発注メモ&ファックス発注書

※黒のボールペンでご記入ください。

ファックス番号

※右記の6点は必ずご記入下さい。
2枚目は複写式となっておりますが、3枚目は複写式となっております。

①お得意様コード

②納品日

③納品方法 (チェック) ☐ 定期配達 ☐ 宅配 ☐ その他 () ☒ チェック記入例

④お得意様名 (許可名義)

ここに記載していただく8桁の数字が「販売店コード」です。

（例2 たばこ納品票・販売票）

たばこ納品票・販売票 定期配達

〇〇〇〇〇〇〇〇

(伝票表示店名称) 様

ここに記載されている8桁の数字が「販売店コード」です。

（調査票サンプル）

調査票に記入ください。

令和7年2月21日（金）の提出期限にご協力ください。
記入例・記入上の注意事項を必ずお読みください。
※この調査票にお答えの内容は、調査の目的以外に使用することは絶対にありません。

たばこ小売

【インターネットによる回答】 右上のQRコードをスマートフォン等で読取のうえ、アンケートをご回答ください。

1. 販売店コード

〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 許可者名義（氏名又は商号）、営業所所在地及び住所

裏面に続く



2. 「許可者名義（氏名又は商号）、営業所所在地及び住所」について

(1) 「許可者名義（氏名又は商号）」については、たばこ小売販売業の許可を受けた名義を記入してください。

例

財 務 一 郎

(有) スーパー財務

(2) 「営業所所在地」については、許可を受けた店舗の所在地を記入してください。

「都道府県」、「市区郡」、「区町村」については該当するものを○で囲んでください。

3. 「店舗の経営者の年齢、後継予定者の有無」について

(1) 個人経営者または家族経営の法人（従業員が家族のみの小規模な法人）の方のみお答えください。

(2) 「店舗の経営者」とは、許可を受けた名義に関係なく、当該店舗を実際に経営している方のことです。

4. 「たばこ小売店舗の業種」について

「現在のたばこ小売店舗の業種」について、

「1 たばこ専門店」は、主としてたばこの販売を行い、他に、ライターやガム等の販売を行う店舗のことです。

「3 酒類販売業」は、酒及び塩、味噌、醤油その他の調味料の販売を行う店舗のことです。

「5 菓子・パン・その他飲食料品小売業」は、各種の菓子類やパン類（製造小売も含む）、野菜、果実、米穀類、牛乳、惣菜、茶等の販売を行う店舗のことです。

「6 飲食店」は、レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店等のことです。

5. 「たばこの年間売上高」について

たばこのみの売上高でお答えください。

6. 「たばこの自動販売機の有無」について

自動販売機の有無をお答えください。

7. 「現在取扱っているたばこの種類、近年（直近5年の間）新たに取扱い始めたたばこの種類」について

(1) 現在取扱っているたばこの種類についてお答えください。

複数のたばこを取り扱っている場合は、当てはまるものを全てお選びください。

「2 加熱式たばこ」は、たばこ葉を燃焼させず、加熱して蒸気を吸引するために製造されたたばこのことです。

「3 プレミアムシガー」は、手で巻かれ、温度・湿度管理が必要な葉巻たばこのことです。

「4 リトルシガー・ドライシガー」は、機械で巻かれ、常温で保存できる葉巻たばこのことです。

「5 パイプたばこ（水たばこ）」は、パイプ用として製造された刻みたばこのことです。

また、刻んだたばこ葉に香料と糖蜜などを加え、半ペースト状として製造された水たばこも含まれます。

(2) 近年（直近5年の間）新たに取扱い始めたたばこの種類についてお答えください。

複数のたばこを新たに取扱い始めた場合は、当てはまるものを全てお選びください。

たばこ小売販売業許可を受けてから5年を経過している方のみお答えください。

※単に同じたばこの種類の取扱い銘柄を増やすことは、新たに取扱い始めたたばこの種類には含まれません。

（新たに取扱い始めた場合の一例）

・紙巻きたばこの銘柄（メビウス）に加えて、新たに加熱式たばこの銘柄（メビウス）や葉巻たばこの銘柄（ピース・リトルシガー）を取扱い始めた場合【2. 加熱式たばこ及び4. リトルシガー・ドライシガーに○】

※「近年（直近5年の間）」とは、法人の場合は平成31年4月～令和6年3月、個人の場合は令和2年1月～令和6年12月を指します。

※ご不明の場合は、把握できる直近5年の間でご回答ください。

以上